

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和4年11月8日（火） 午後7時00分～午後8時30分
2. 場 所 市役所別館 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務室総務課長、市立ひらかた病院総務課長
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2022年賃金確定重点要求書」、「2022年 年末一時金要求書」に基づく交渉（1回目）

<交渉内容要旨>

I. 基本的姿勢について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の勤務労働条件の決定にあたっては、労使合意に基づくこととの姿勢に変わりはないか。 ・ 日本国憲法98条が憲法の最高法規性を述べ、99条が公務員の憲法擁護・尊重義務を規定していることを踏まえ、当局の認識を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使合意が基本であると考えており、その姿勢に変わりはない。 ・ これまでと同様、憲法を遵守する姿勢に変わりはない。

II. 基本賃金等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事院勧告についての当局の認識を改めて確認する。 ・ 人事院勧告の内容を実施することはスタートラインである。組合員のアンケートでは、物価高騰もあり、職員の生活実態は大変苦しいという結果になっている。 我々の要求は、アンケート結果や生計費原則に基づいたものであり、生活改善に向けて、全ての職員の処遇改善が必要であると考えているが、当局の認識を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市ではこれまでから人事院勧告の内容に準じた取り扱いを基本としているが、厳しい財政状況や他の自治体の動向等も踏まえた総合的判断が必要と考えている。 ・ 要求書の内容や組合員から寄せられている声は、切実なものと認識している。 財政状況が厳しいことに変わりはないが、どういった対応ができるか、様々な要素も考慮しつつ、精査したい。

Ⅲ. 非正規職員の処遇改善について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員についても、一時金を改善すべきであるが、どのように考えているのか。また、物価やエネルギー価格が高騰する中で、引上げの時期は、4月に遡及して実施すべきであるが、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点においては、最終判断には至っていないが、仮に実施する場合でも、実施時期は翌年度からとなる。

Ⅳ. 人員体制について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> 保育現場は人員不足が続いている。会計年度任用職員の応募がない中で、フルタイムの職員を確保することができず、週1日や2日勤務とかの職員により、なんとかシフトのやりくりをしている保育所もある。 コロナ対応もあって現場の負担は大きいことも考慮し、人員確保のためにさらなる努力をしてほしい。 短期任用の会計年度任用職員について、今年度から週3日5時間勤務と週2日5時間勤務のそれぞれ1人ずつの配置へと変更された経過がある。 正職員の週の労働時間より少ない人員しか配置されないことも課題であるが、そもそも各職場から配属依頼があった人数について人員を確保できているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 職場の実態を把握しながら、必要な人材の確保に向けて、引き続き検討していく。 登録者数は確保できており、各職場からの配属依頼を踏まえ必要に応じた配置を行っている。